

第4章 誘導施設・施策について

1. 誘導施設

(1) 基本的な考え方

都市機能誘導施設は、都市再生特別措置法において「医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの」とされています。

また、都市計画運用指針においては、以下のような施設が挙げられています。

- ・病院・診療所等の医療施設、老人デイサービスセンター等の社会福祉施設、小規模多機能型居宅介護事業所、地域包括支援センターその他の高齢化の中で必要性の高まる施設
- ・子育て世代にとって居住場所を決める際の重要な要素となる幼稚園や保育所等の子育て支援施設、小学校等の教育施設
- ・集客力がありまちの賑わいを生み出す図書館等の文化施設や、スーパーマーケット等の商業施設
- ・行政サービスの窓口機能を有する市役所支所等の行政施設

(2) 誘導施設の設定方針

① 拠点の位置づけによる都市機能施設の分類

「立地適正化計画作成の手引き（国土交通省）」では、拠点の類型として「中心拠点」と「地域／生活拠点」に区分されており、拠点の性格の違いによる施設分類の考え方が示されています。

表—4.1.1 拠点別施設分類表

	中心拠点	地域／生活拠点
行政機能	■中核的な行政機能 例. 本庁舎	■日常生活を営む上で必要となる行政窓口機能等 例. 支所、福祉事務所など各地域事務所
介護福祉機能	■市町村全域の市民を対象とした高齢者福祉の指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例. 総合福祉センター	■高齢者の自立した生活を支え、又は日々の介護、見守り等のサービスを受けることができる機能 例. 地域包括支援センター、在宅系介護施設、コミュニティ等
子育て機能	■市町村全域の市民を対象とした児童福祉に関する指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例. 子育て総合支援センター	■子どもを持つ世代が日々の子育てに必要なサービスを受けることができる機能 例. 保育所、こども園、児童クラブ、子育て支援センター、児童館等
商業機能	■時間消費型のショッピングニーズなど、様々なニーズに対応した買い物、食事を提供する機能 例. 相当規模の商業集積	■日々の生活に必要な生鮮品、日用品等の買い回りができる機能 例. 延床面積〇m2以上の食品スーパー
医療機能	■総合的な医療サービス(二次医療)を受けることができる機能 例. 病院	■日常的な診療を受けることができる機能 例. 延床面積〇m2以上の診療所
金融機能	■決済や融資などの金融機能を提供する機能 例. 銀行、信用金庫	■日々の引き出し、預け入れなどができる機能 例. 郵便局
教育・文化機能	■市民全体を対象とした教育文化ハブの拠点となる機能 例. 文化ホール、中央図書館	■地域における教育文化活動を支える拠点となる機能 例. 図書館支所、社会教育センター

出典:立地適正化計画作成の手引き(国土交通省)

② 本市の都市機能施設の分類

これを踏まえて、本市において誘導施設の候補となる都市機能施設を以下のとおり、まとめました。

【表 4-1-2 都市機能施設の候補と都市機能誘導区域内に既存する施設】

大分類	小分類	既存施設
行政機能	市役所本庁舎	○
	国・県行政機関	○
保健福祉機能	地域包括支援センター	○
	健康センター	
	介護保険サービス事業所（デイサービス、通所・訪問系・小規模多機能施設等）	○
子育て機能	保育園	○
	認定こども園	○
	児童センター	○
学校教育機能	教育委員会（事務局）	○
	幼稚園	○
	小学校	○
	中学校	○
	高等学校	○
	大学等	
商業機能	デパート	○
	スーパーマーケット	○
	ドラッグストア	○
	コンビニエンスストア	○
	コワーキングスペース	○
医療機能	病院	
	診療所	○
金融機能	銀行・信用金庫・労働金庫・信用組合・JAバンク	○
	郵便局	○
教育文化機能	地区公民館	○
	教育センター	○
	図書館	○
	社会体育施設	
	文化センター	
	博物館	

(3) 誘導施設の設定

本計画における誘導施設は、下記の視点及び施設の立地特性等を考慮して設定します。

① 都市機能誘導区域内に現在立地している都市機能施設

都市機能誘導区域内に現在立地している都市機能施設を「誘導施設」と位置づけ、施設立地の維持を図ることで、市域各所から公共交通アクセス性に優れ、市民に商店、行政組織等の高次都市機能、日常生活サービス機能を提供する拠点の形成を図ります。

② 都市機能誘導区域外に立地している施設

都市機能誘導区域外に立地している施設については、本計画における地域拠点の位置づけや都市計画マスタープラン、関連計画の整備方針に基づき、都市機能の維持、確保に努めます。(都市機能誘導区域外に立地している施設全てを誘導区域内へ集約するものではありません。)

③ 誘導施設に位置づけない施設

施設の立地特性や今後の施設整備の実現性等を考慮し、誘導施設に位置づけない施設については、施設へアクセスするための公共交通ネットワークの維持・確保を図るなど、施設利用の利便性の維持・確保に努めます。

【表 4-1-3 誘導施設一覧】

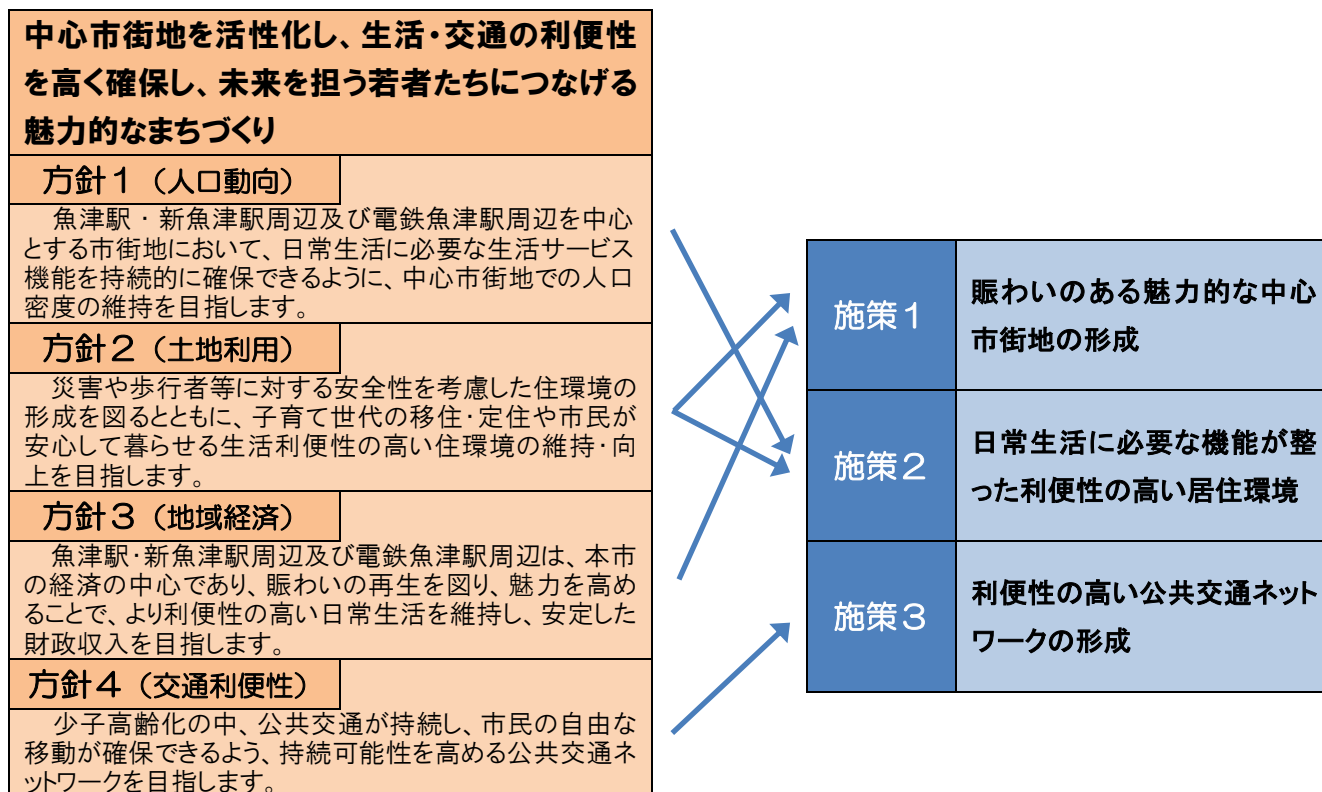
大分類	小分類	誘導施設	位置づけ
行政機能	市役所	○	本庁舎の老朽化が進んでいることから、建替再編方針が計画されているが、中枢的な行政機能を有する施設として、誘導施設に設定
	国・県行政機関	○	市民相談の総合的な窓口となる施設として維持を図るため、誘導施設に設定
保健福祉機能	地域包括支援センター	○	保健・医療・福祉の指導、相談の総合的な窓口や活動の拠点となる施設として維持を図るため、誘導施設に設定
	健康センター	○	
	介護保険サービス事業所（デイサービス、通所・訪問系・小規模多機能施設等）	○	高齢者、障がい者の自立した生活を支え、日々の介護や見守り等のサービスを受けることができる施設として維持を図るため、誘導施設に設定
子育て機能	保育園	○	子育て世代が日々の子育てに必要なサービスを受けることができる施設として維持を図るため、誘導施設に設定
	認定こども園	○	
	児童センター	○	
学校教育機能	教育委員会（事務局）	○	教育委員会事務局の分庁舎は、本庁舎の建替方針に合わせて移転統合し、市民の利便性、効率化を図るため、誘導施設に設定

学校教育機能	幼稚園	○	子どもたちの学びを支える学校教育施設として、維持を図るため、誘導施設に設定
	小学校	○	
	中学校	○	
	高等学校	○	
	大学等	○	サテライトキャンパスを含めた、気軽に市民が大学と触れられる施設として、誘導施設に設定
商業機能	デパート	○	日々の生活に必要な食料品や日用雑貨等の買い回りができる施設として維持を図るため、誘導施設に設定
	スーパーマーケット	○	
	ドラッグストア	○	
	コンビニエンスストア	○	
	コワーキングスペース	○	起業・創業等の拠点として維持を図るため、誘導施設に設定
医療機能	病院	—	都市機能誘導区域内に立地していないが、広大な敷地を要するなど立地環境に制約があり、公共交通ネットワークを確保しながら既存の施設立地を維持するものとして、誘導施設に設定しない。今後は施設整備の実現性等を勘案し、将来的に位置づけることを検討
	診療所	○	日常的な診療を受けられることができる施設として維持を図るため、誘導施設に設定
金融機能	銀行・信用金庫・労働金庫・信用組合・JAバンク	○	日々の金融窓口施設として維持を図るため、誘導施設に設定
	郵便局	○	
教育文化機能	市民交流施設	○	市民総参加のまちづくりを進めるための活動団体等の拠点として、誘導施設に設定
	教育センター	○	教育に関する調査研究や市民の教育相談を行う施設として維持を図るため、誘導施設に設定
	図書館	○	市民全体を対象とした教育文化サービスの拠点となる施設として維持を図るため、誘導施設に設定
	社会体育施設	○	社会体育振興及び青少年の健全育成を図るための施設として、誘導施設に設定
	文化センター	—	都市機能誘導区域内に立地していないが、広大な敷地を要するなど立地環境に制約があり、公共交通ネットワークを確保しながら既存の施設立地を維持するものとして、誘導施設に設定しない。今後は施設整備の実現性等を勘案し、将来的に位置づけることを検討
	博物館	○	生涯学習や地域文化創造の交流拠点を図るための施設として、誘導施設に設定

2. 誘導施策

(1) 基本的な考え方

本計画では、長期的な視点で緩やかに都市機能及び居住の維持・誘導を図るため、まちづくりの方針に基づき、魅力的なまちづくりを図ることから、下記の視点で一体的に施策・事業を展開します。



(2) 具体的な施策

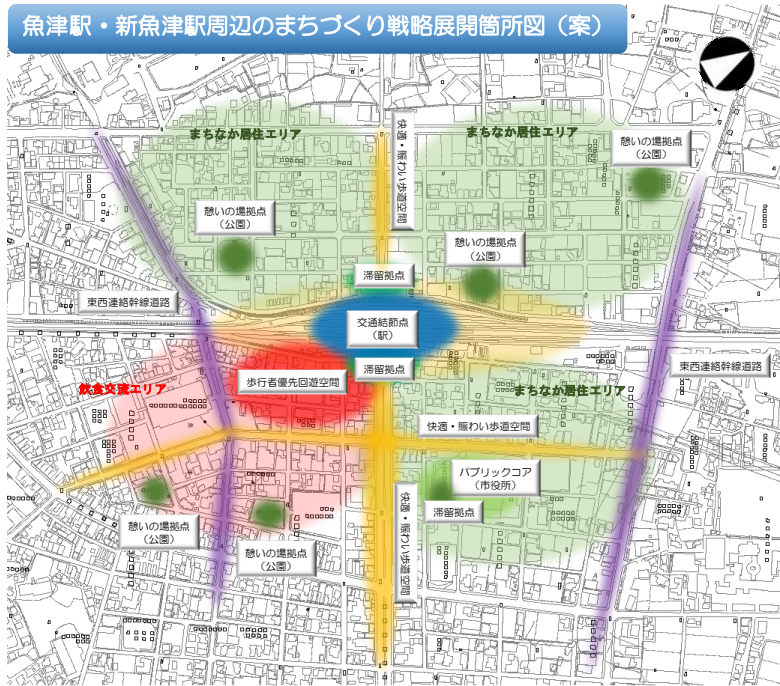
施策1 賑わいのある魅力的な中心市街地の形成

日常生活に必要な生活サービス機能が整った魚津駅・新魚津駅周辺及び電鉄魚津駅周辺を中心とする市街地において、賑わいのある魅力的なまちづくりを両駅周辺と連携しながら形成します。また、民間活力を活用したまちづくりも視野に入れながら進めます。

【魚津駅・新魚津駅周辺】

具体的な事業については、令和元年度に策定予定の「魚津駅・新魚津駅周辺まちづくり基本構想」を基に進めます。この基本構想は、平成29年度（2017年度）に協議会を設立し、これからの人口減少、少子高齢化社会に対応するため、賑わいと活力あるまちの将来像と新しい魚津駅・新魚津駅周辺の姿を描き、駅を中心としたまちづくりを推進するために、賑わいを生むための施策を打ち出すこととしています。

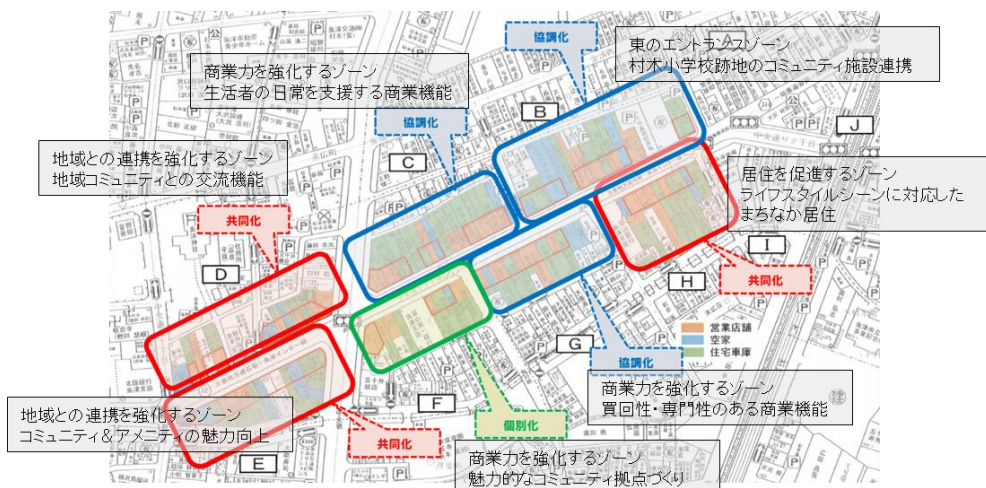
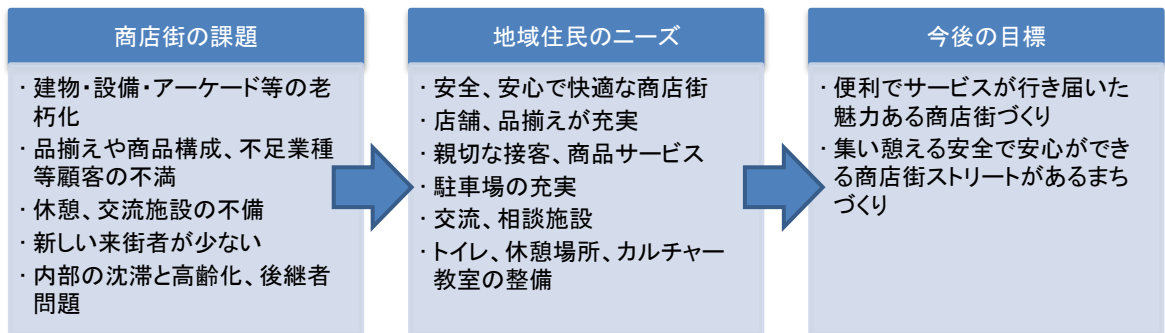
魚津駅・新魚津駅周辺のまちづくり戦略展開箇所図（案）



図—4.2.1 魚津駅・新魚津駅周辺のまちづくり戦略展開図

【電鉄魚津駅周辺】

具体的な事業については、「魚津駅・新魚津駅周辺まちづくり基本構想」と商店街振興組合魚津中央通り名店街が策定した「商店街再生調査・研究事業（平成 29 年（2017 年）2 月策定）」と連携しながら進めます。この研究事業は、商店街がもつ課題である、防火建築帯内の建物・設備等の老朽化や内部の沈滞と高齢化・後継者不足を解決すべく、魅力的で集い憩える安全で安心ができる商店街づくりを目指して施策を打ち出しているものです。



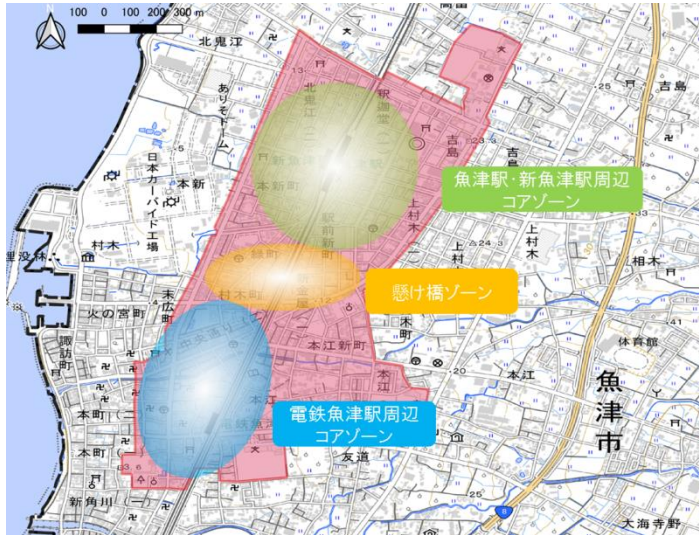
出典：「商店街再生調査・研究事業」平成 29 年 2 月

図—4.2.2 各街区再生イメージ図

① 中心市街地の賑わい創出

魚津駅・新魚津駅周辺と電鉄魚津駅周辺においては、中心市街地の活性化を図るために、第3章にて位置づけた都市機能誘導区域内の3つのゾーンで、施策を実施します。

各コアゾーンでの方針に基づいて、整備事業や誘導施設の誘導を図り、連携して賑わいを創出します。



図—4. 2. 3 都市機能誘導区域内各ゾーン

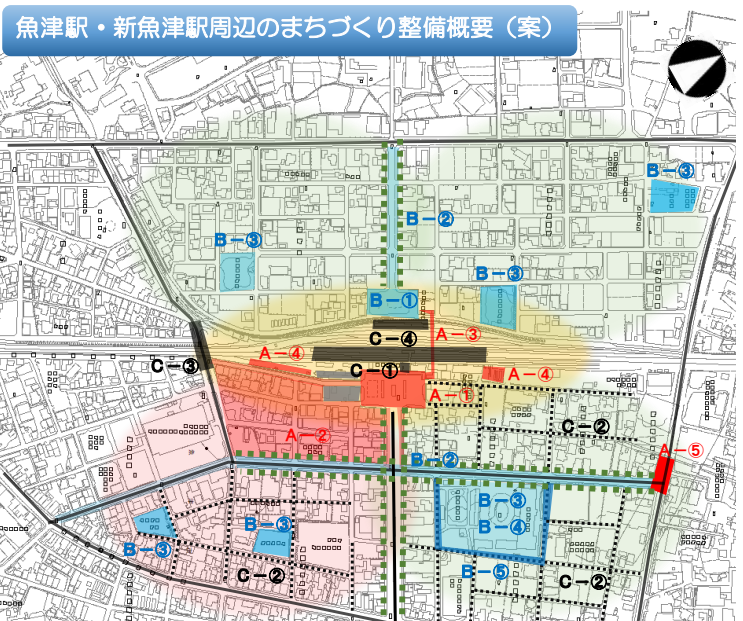
ア. 魚津駅・新魚津駅周辺コアゾーン

駅前とまちなかの賑わい創出を目指した新たなコミュニティの充実化

策定を進めている魚津駅・新魚津駅周辺まちづくり基本構想の実現に向けて事業化への推進を図ります。

【具体的な事業（案）】

- 魚津駅前広場整備
- 柿の木割歩行環境整備
- 魚津駅地下自由通路高質空間化
- 駐輪場再整備
- 東西連絡幹線道路整備
- 魚津駅前民間再開発 など



整備概要【短期】

- A-① 駅東広場整備及び歩道再整備
- A-② 柿の木割の歩行環境整備
- A-③ 地下歩道再整備
- A-④ 駐輪場再整備
- A-⑤ 東西連絡幹線道路整備
 - ・（都）北鬼江吉島線（右折レーン整備）

整備概要【中期】

- B-① 駅西広場整備
- B-② 市道の歩道等再整備
- B-③ 公園の再整備
- B-④ 市庁舎の建替え
- B-⑤ 支線道路の再整備
 - ・庁舎及び公園と一体的に整備

整備概要【長期】

- C-① トイレの再整備
- C-② 支線道路の再整備
- C-③ 東西連絡幹線道路整備
 - ・アンダー・箇所へのアクセス向上
- C-④ 魚津駅・新魚津駅整備

■ ビル再開発意向箇所（民間）

■ 緑道（街路樹の再整備）

●●●●● 支線道路

————— 幹線道路

図—4. 2. 4 魚津駅・新魚津駅周辺のまちづくり整備概要

イ. 電鉄魚津駅周辺コアゾーン

商店街のポテンシャルを活かした元気なまちなか再生化

策定を進めている魚津駅・新魚津駅周辺まちづくり基本構想の実現に向けて事業化への推進を図ります。また、商店街再生調査・研究事業（平成 29 年（2017 年）2 月策定）を参考にしながら推進を図ります。

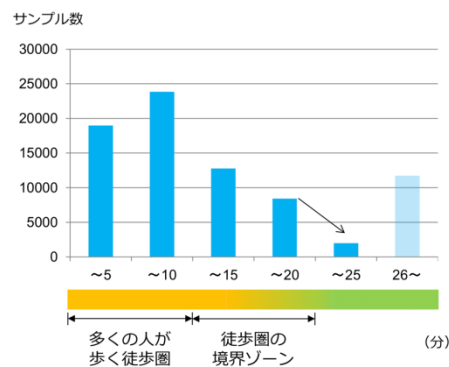
【具体的な事業（案）】

- 中央通り商店街周辺活性化
- 高架下空間利活用
- 空地、空家対策の推進
- 駐車場施策 など

ウ. 懸け橋ゾーン

点から線へつなぐ回遊性の創出

魚津駅と電鉄魚津駅間の距離は直線距離にして約 1.5km 離れており、徒歩 800m/10min で計算すると、約 20 分かかります。これは、徒歩での行動特性が減少傾向になる圏域です。



【出展】平成 22 年度第 5 回近畿圏パーソントリップ調査

しかしながら、このゾーンは、両駅の間位置し、2つの両駅コアゾーンへの利便性が優れ、高いポテンシャルを持つことから、バス基幹ルート沿線にコミュニティや交流の場を点在させることで、点を線から面へとつないだ回遊性を創出し、3つのゾーンを融合させ、歩いて楽しいまちづくりを目指します。

【具体的な事業（案）】

- 交通利便性を高めるエリアに都市機能誘導施設を積極的に誘導
- 高架下空間利活用
- 安心安全な歩行空間の整備
- 魅力的な公園・広場整備
- 駐車場施策 など

② 新分野産業や新規創業の支援を推進

本市では、首都圏から離れた狭小な土地でも展開でき、幅広い世代から関心が高い「ゲーム産業」に注目し、人材育成、企業誘致、創業支援を行うことで若者や働き盛りの世代に、ふるさとで好きな仕事をしてもらうことを目指し、「つくるUOZUプロジェクト」を進めています。併せて、サテライトオフィスの誘致を促進します。

また、新規創業される方を応援するため、創業者支援事業を行います。

③ 低未利用土地の有効活用と適正管理

空家・空地等の低未利用土地がランダムに発生する都市のスポンジ化に対応するため、特に空家・空地等の有効活用が必要な都市機能誘導区域を対象として、「低未利用土地の利用及び管理に関する指針」を定め、地権者や周辺住民等による有効な利用及び適正な管理を促します。

また、既に発生した低未利用土地の解消に向けた取組等を積極的に推進するため、今後、「低未利用土地権利設定等促進事業計画」や「立地誘導促進施設協定」の活用も検討します。

跡地等の適正な管理がなされず、空地における雑草の繁茂、樹木の呼損等により、良好な生活環境等が損なわれる場合には、「跡地等管理指針」や「跡地等管理協定」の活用も検討します。

中心市街地では狭隘道路沿線で空家が増加している状況から、散在する空家・空地等の集約、再編が可能な市街地整備手法として、「誘導施設整備区」を設定して、誘導施設の整備を図る土地区画整理事業の活用も検討します。

④ 都市公園ストック再編事業

都市公園を再編・集約化し、維持管理の効率化や、みんなに使われる公園、親しまれる公園に整備し、かつ跡地への誘導施設の整備などを推進します。

⑤ 誘導施設の整備促進

誘導施設の維持・誘導に向けては、誘導施設に対する財政・金融上の支援制度や税制上の支援制度を活用するとともに、国の支援など財源の確保を図りながら進めます。

また、民間事業者等に対し、立地適正化計画の周知や都市機能立地支援事業等の民間事業者の負担軽減を図るための支援措置について周知を図ります。

また、積極的に誘導施設の誘導を図るため、「特定用途誘導地区」を定め、誘導施設を有する建築物について容積率・用途制限を緩和することを検討します。

施策2

日常生活に必要な機能が整った利便性の高い居住環境

生活サービス機能の維持と施設利用の利便性向上に向けて、計画的に居住誘導を図ります。また、空家や空地等の有効活用を進め、居住の維持・誘導を図るとともに、移住・定住を促進し、市民が安全、安心して快適に暮らせる住環境を形成します。

① 空家・空地対策の推進

本市では、「魚津市空家等対策計画」(平成28年(2016年)4月)を策定しており、これに基づいて対策に取り組めます。併せて、空家・空地情報バンクを設立しており、所有者と利用希望者との紹介を行っています。また、危険な空家と判断された「特定空家等」には除去の促進を図ります。

② 住宅取得者等への財政・金融的支援

定住を促進するため、空家取得支援事業や居住誘導区域内での住宅取得及び団地造成支援事業を行います。

③ UIJ ターン希望者への移住・定住の推進

魚津市定住応援サイトを開設し、本市の案内や企業の情報、住まいの助成制度など暮らしに役立つ情報を紹介し、魚津に住みたい人、働きたい人を様々な面から支援します。

④ 子ども・子育て施策の推進

本市では、子どもの健やかな育ちを支えるとともに、保護者のニーズに対応した子育て支援の充実による少子化対策と、子どもにとっての幸せを念頭に置いた子育て環境の整備という視点から、「第2期魚津市子ども・子育て支援事業計画」(令和2年(2020年)3月)を策定しています。令和2年度(2020年度)以降5年間の施設の適正配置や保育サービスの量的拡充等の施策について、計画に基づいて取り組みを推進します。

⑤ 安全性を高める防災対策の強化

市民が安全に暮らせる環境を整えるため、地震等の大規模災害を想定しながら、防災対策事業や魚津市耐震改修促進計画に基づいた対策を推進するとともに、防災関連施設の機能強化を図ります。併せて、雨水幹線整備事業や県で整備中の鴨川放水路整備事業による浸水対策促進を図ります。また、災害時において市民が迅速に避難できるように、ハザードマップによる危険性や避難所等の周知及び災害情報の迅速な発信などによるソフト対策を促進します。このほか、自主防災組織の活動強化による安全・安心な地域づくりを推進します。

⑥ 低未利用土地の有効活用と適正管理

空家・空地等の低未利用土地がランダムに発生する都市のスポンジ化に対応するため、特に空家・空地等の有効活用が必要な都市機能誘導区域を対象として、「低未利用土地の利用及び管理に関する指針」を定め、地権者や周辺住民等による有効な利用及び適正な管理を促します。また、既に発生した低未利用土地の解消に向けた取組等を積極的に推進するため、今後、「低未利用土地権利設定等促進事業計画」や「立地誘導促進施設協定」の活用も検討します。

施策3 利便性の高い公共交通ネットワークの形成

市民の日常生活の移動手段として、中心拠点と各地域生活拠点を結び公共交通ネットワークを維持・確保しながら、より利便性の高いネットワークを形成し、まちづくりと連携し、利用しやすい交通サービスを提供することにより、地域活性化に貢献できる公共交通ネットワークを形成します。また、魚津駅・新魚津駅周辺は、公共交通アクセス性に優れる交通結節点として、機能の維持、向上を図ります。

① 公共交通に関する基本的な考え方

鉄道やバス路線等の公共交通は、本計画を推進する上で重要な要素となります。「都市計画運用指針」や「立地適正化計画作成の手引き（国土交通省）」では、以下の内容が挙げられています。

【都市計画運用指針】

多極ネットワーク型のコンパクトシティを推進するためには、居住誘導区域及び都市機能誘導区域の設定、居住誘導区域内に居住する人々の都市機能への交通アクセスを確保する必要がある。

このため、交通事業者等の関係者と連携のもと、公共交通、徒歩、自転車等に関する交通施設の整備等について総合的に検討し、居住の誘導のために講ずべき公共交通の確保等の施策を立地適正化計画に記載することが望ましい。

【立地適正化計画作成の手引き】

基幹的な公共交通軸のイメージ

	公共交通軸の特性	対象となる公共交通路線の考え方
基幹的な公共交通軸	中心拠点を中心に地域／生活拠点、居住を誘導すべき地域を結ぶ都市軸で、将来にわたり一定以上のサービス水準を確保する公共交通が運行する軸	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 一定以上のサービス水準を有する路線であり、一定の沿線人口密度があり、かつ公共交通政策でも主要路線として位置づけられるなど、サービス水準の持続性が確保されると見込まれる路線 ▶ 中心拠点と地域／生活拠点、各拠点と居住を誘導すべき地域とを結ぶ路線

② 中心拠点と地域拠点を結ぶ公共交通ネットワークの維持・確保

本市では、市民の生活交通確保の観点から、魚津市地域公共交通網形成計画を基に中心拠点と各地域を結ぶ公共交通ネットワークがすでに構築されています。

【魚津市地域公共交通網形成計画の基本方針と目標】

基本方針1：これまでの良い取り組みを拡げながら、公共交通をつくり・守り・育てる
 基本方針2：少子高齢化の進展や北陸新幹線の開業を捉えた、まちづくりへの貢献

目標1

もっと多くの人々が利用してみたいと思える地域公共交通網の形成

目標2

もっと満足してもらえる地域公共交通網の形成

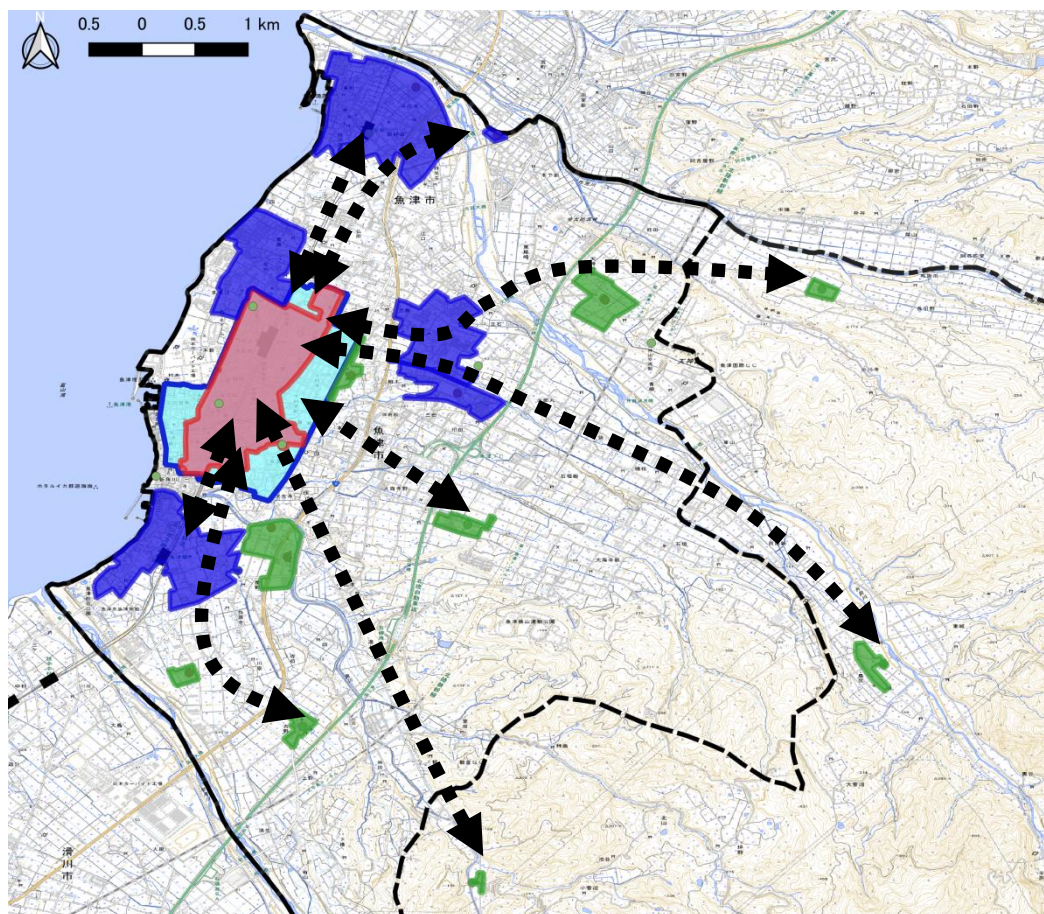
目標3

もっと長く維持し続けることができる地域公共交通網の形成

目標4

もっとまちづくりに貢献できる地域公共交通網の形成

本計画では、拠点間を結ぶ路線を「基幹的な公共交通路線」と位置づけ、路線の維持・確保に向けて「魚津市都市マスタープラン」、「魚津市地域公共交通網形成計画」等の上位・関連計画と一体となった取組みを進めます。また、魚津駅・新魚津駅周辺においては、公共交通アクセス性に優れる交通結節点としての機能向上を図ります。

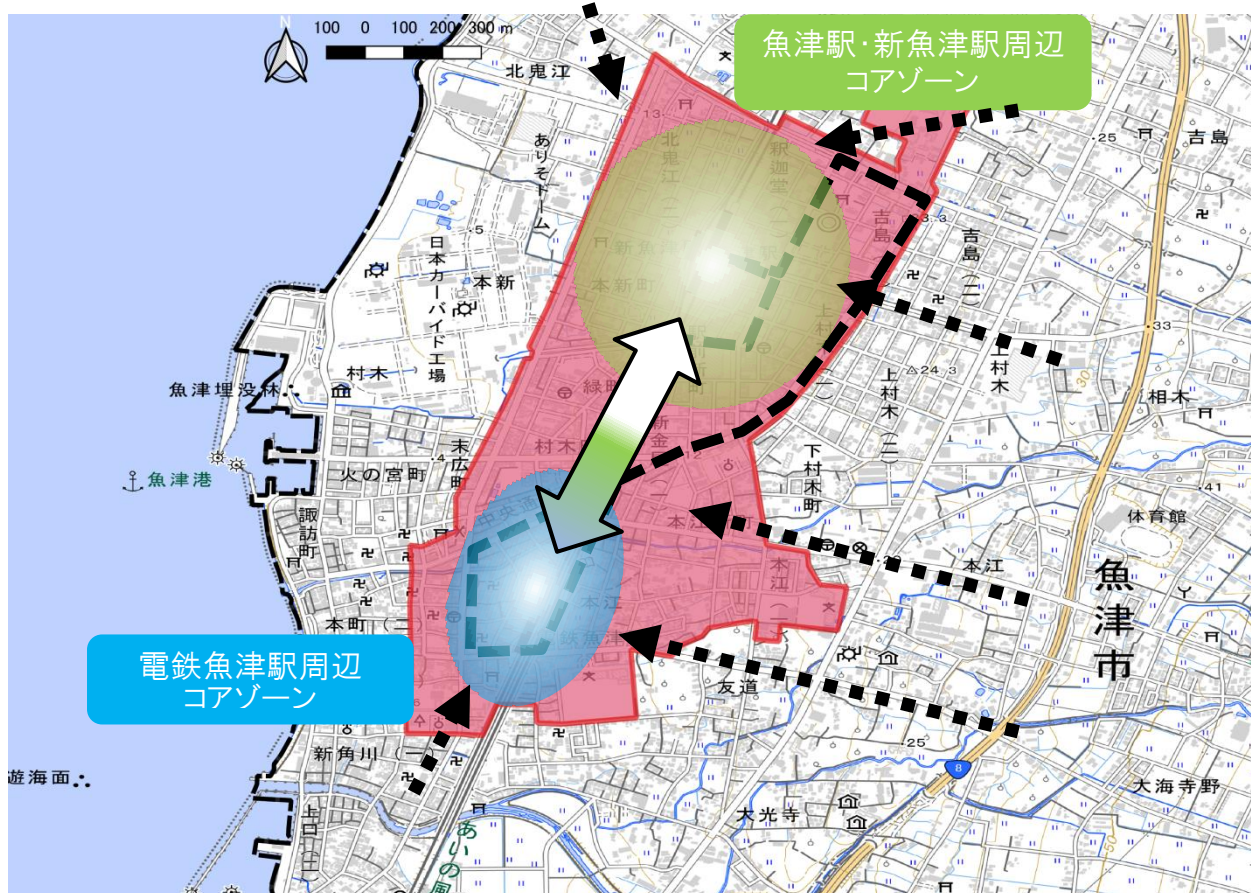


図—4.2.5 基幹的な公共交通路線図

③ コアゾーン内の回遊性とコアゾーン間を結ぶ公共交通ネットワークの検討

本計画では、魚津駅・新魚津駅周辺コアゾーンと電鉄魚津駅コアゾーン双方を連動させた利便性の確保、歩いて楽しい賑わいを創出するために、現在のバスルートを見直し、拡充による再編の可能性を検討します。

また、コアゾーンを結ぶルートについては、各地域を結ぶ公共交通ネットワークのダイヤの編成等を検討しながら、運行頻度の高い基幹バスルートの導入可能性を検証し、最も効果的な公共交通ネットワークを検討します。



図—4.2.6 運行頻度の高い基幹バスルート

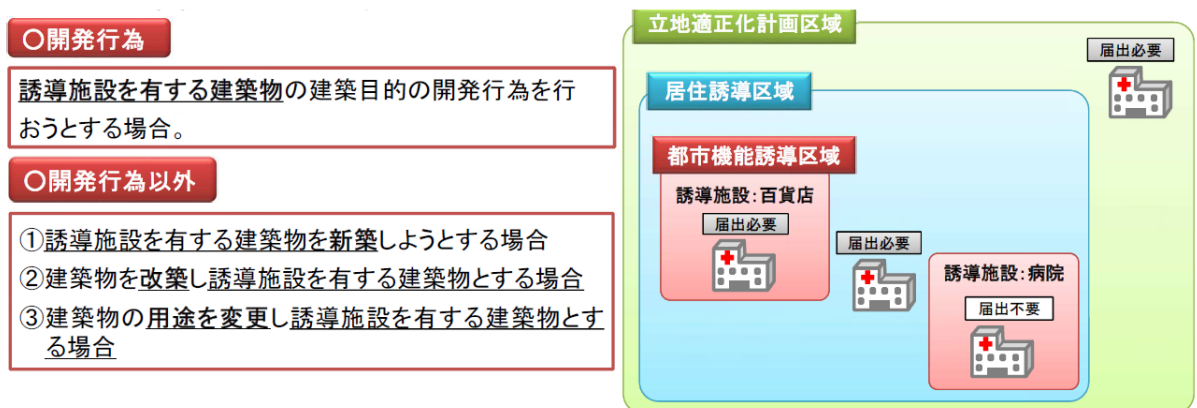
(3) 届出制度

① 都市機能誘導区域外の開発行為等の届出制度

都市機能誘導区域外における誘導施設の整備の動きを把握し、都市機能の適正配置を図るため、都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、都市機能誘導区域外での誘導施設を有する建築物の開発行為・建築等行為に係る届出制度を運用します。

また、都市再生特別措置法第108条第3項に基づき、市長は、届出をした者に対して、開発規模の縮小や都市機能誘導区域への立地を促すなどの勧告を行うことができます。

ア. 届出の対象となる行為



イ. 届出の時期



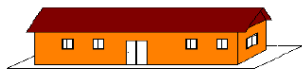
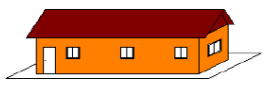

開発行為等に着手する日の30日前までに届出を行います。

② 居住誘導区域外の開発行為等の届出制度

居住誘導区域外におけるまとまった住宅建設の動向を把握し、良好な住環境の維持を図るため、都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、居住誘導区域外での一定規模以上の開発行為・建築等行為に係る届出制度を運用します。

また、都市再生特別措置法第88条第3項に基づき、市長は、届出をした者に対して、開発規模の縮小や居住誘導区域への立地を促すなどの勧告を行うことができます。

ア. 届出の対象となる行為

○開発行為	○建築等行為
<p>①3戸以上の住宅の建築目的の開発行為</p> <p>②1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1000㎡以上のも</p> <p>③住宅以外で、人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものの建築目的で行う開発行為 (例えば、寄宿舎や有料老人ホーム等)</p>	<p>①3戸以上の住宅を新築しようとする場合</p> <p>②人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものを新築しようとする場合 (例えば、寄宿舎や有料老人ホーム等)</p> <p>③建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して住宅等(①、②)とする場合</p>
<p>①の例示 3戸の開発行為</p> <p>届</p> 	<p>①の例示 3戸の建築行為</p> <p>届</p> 
<p>②の例示 1,300㎡ 1戸の開発行為</p> <p>届</p> 	<p>1戸の建築行為</p> <p>不要</p> 
<p>800㎡ 2戸の開発行為</p> <p>不要</p> 	

イ. 届出の時期

開発行為等に着手する日の30日前までに届出を行います。

③ 誘導施設の休廃止に係る届出制度

都市機能誘導区域内において、市が既存建物・設備の有効活用など機能維持に向けた機会を確保するため、都市再生特別措置法第108条の2第1項の規定に基づき、都市機能誘導区域内における誘導施設の休廃止に係る届出制度を運用します。

また、都市再生特別措置法第108条の2第2項に基づき、市長は、届出をした者に対して、建築物の存置などの助言・勧告を行うことができます。

ア. 届出の対象となる行為

都市機能誘導区域内で、誘導施設を休止又は廃止しようとする場合には、市長への届出が義務づけられます。

イ. 届出の時期

誘導施設を休止又は廃止しようとする日の30日前までに届出を行います。